



病気の人や高齢者の生活や介護をサポートする制度 03

配食サービス

安否確認も兼ねて、栄養バランスのとれた食事(お弁当)を提供しています。

▶対象 (①～③)に該当する人

- ①おおむね 65 歳以上の単身世帯
- ②高齢者のみの世帯
- ③重度障害者で調理が困難な人

▶配食日 月～土曜日の週 6 回のうち、希望曜日に夕食を提供

▶費用 1食 400 円

▶申請・問合せ 町地域包括支援センター ☎ 80-9300

緊急通報装置の貸し出し

ひとり暮らしの高齢者などに「高齢者等緊急通報装置」を貸し出しています。

高齢者等緊急通報装置(消防と電話回線が直通)急病や災害などの突発的事態が発生したとき、消防署へつながり、迅速かつ正確な救護体制につながります

▶対象 (①～④)に該当する人

- ①おおむね 65 歳以上の単身世帯
- ②高齢者のみの世帯
- ③昼間高齢者世帯
- ④身体障害者のみの世帯で健康状態、身体状況または日常生活動作に支障のある人

▶問合せ 役場福祉課 ☎ 47-5023 各地区の民生委員

交通費を支給します

▶内容 人工透析療法などの医療を受けるため、医療機関への通院に要した交通費の一部を補助

▶対象 申請者の該当年度分の町民税額が非課税の人で、①か②に該当する人

- ①じん臓機能障害者の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して人工透析療法を受けている
- ②小腸機能障害者の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して中心静脈栄養法などを受けている

▶支給額 通院距離により月 2,600 円～ 5,200 円

▶申請方法 所定の申請用紙に必要事項を書いて申請する(申請書は役場福祉課にあります)

▶申請・問合せ 役場福祉課 ☎ 47-5024

介護用車両購入費補助

在宅の重度身体障害児(者)や、ねたきりの高齢者を乗せて外出するために使用する車いす仕様車両の購入や改造にかかる費用の一部を補助しています。

▶対象 (①か②)に該当する人

- ①下肢、体幹障害の 1・2 級
- ②おおむね 65 歳以上で、ねたきりの人、または日常的に車いすの必要がある人

▶補助対象 介護用車両を購入する場合は、車いす仕様部分の価格、所有している車両を車いす仕様に改造する場合はその費用

▶補助額 経費の 3 分の 2 (上限 100 万円)

▶問合せ 役場福祉課 ☎ 47-5023

紙おむつなどの支給

▶対象 (①か②)に該当する人

- ①町内に住所がある 65 歳以上のねたきり高齢者などで、要介護認定 4 以上の認定を受けた人
- ②身体障害者 1 級・2 級、療育手帳 A の認定を受けた児(者)

▶内容 紙おむつを 1 人につき月 2 袋、または 1 袋と尿取りパット 2 袋のセットで支給

▶問合せ 役場福祉課 ☎ 47-5023

出張理・美容サービス

▶対象 ①～④に該当し、理髪店や美容院に行くことができない人

- ①おおむね 65 歳以上の単身世帯
- ②高齢者のみの世帯
- ③重度障害者
- ④要介護認定 4 以上の認定者(1 年以上)

▶内容 利用券(2,500 円相当)を年間 4 枚支給 ※差額は自己負担です。

※サービスは、邑楽町理容師会、美容組合館林支部邑楽地区加盟の協力店が行います。

▶申請方法 役場福祉課に申し込む

▶問合せ 役場福祉課 ☎ 47-5023



在宅の重度身体障害者の人と、ねたきり高齢者が対象

在宅の重度身体障害者の人と、ねたきり高齢者などが対象



子どもたちを経済的にサポートする制度 01

就学援助費と就学奨励費

▶就学援助費 経済的な理由で、義務教育への就学が困難な家庭の子どもに、学用品・修学旅行・給食などの費用を支給 ※支給認定は、世帯の収入状況などにより決定します。町教育委員会学校教育課または、地区の民生委員へご相談ください。

▶就学奨励費 小・中学校の特別支援学級の児童・生徒に、学用品・修学旅行・給食などの費用(就学援助費の 2 分の 1)を支給 ※支給の条件などがありますので、年度初めに在学している学校にご相談のうえ、申請してください。

▶問合せ 町教育委員会学校教育課 ☎ 47-5041

災害遺児手当

交通災害や労働災害で、親などを失ってしまった児童の保護者に災害遺児手当を支給します。

▶対象 (①か②)に該当する人

- ①交通災害や労働災害で父や母などを失った児童
- ②交通災害や労働災害で父や母などが障害の状態となった児童

▶支給金額 月 3,000 円(遺児一人につき)

▶必要書類 住民票の写し、事故などを証明する書類、障害の程度を証明する書類、在学証明など

▶問合せ 役場福祉課 ☎ 47-5023



人間ドックの診査助成や健診など健康維持をサポートする制度 02

人間ドックの診査助成

▶対象 ①～④のすべての条件に当てはまる人

- ①町内に住んでいる(住民登録をしている)
- ②国民健康保険または、後期高齢者医療保険に加入している
- ③国民健康保険税または、後期高齢者医療保険料の滞納がない
- ④年度内に町の集合検診(特定健診)を受けていない

▶助成費用 日帰り人間ドック 1 万 5,000 円
一泊人間ドック 2 万円

▶検診期間 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

▶申請方法 検診結果報告書、人間ドック検診費の領収書、保険証、印鑑、預金通帳(ゆうちょ銀行以外)を役場保険年金課に持参する

※申請ができるのは年度内に 1 回です。

▶問合せ 役場保険年金課 ☎ 47-5020

生活習慣病健診

昨年受診した 30～39 歳の人には、健診受診票を送付します。新たに健診を希望する人は、保健センターまでご連絡ください。

▶期日 4 月 16 日(月)、23 日(月)

▶受付時間 午前 8 時 30 分～11 時 30 分

▶会場 保健センター

▶対象 30～39 歳で、勤務先で健診を受ける機会のない人

※平成 25 年 3 月 31 日現在の年齢です。

▶内容 計測、血圧、検尿、血液検査(肝機能・貧血・血糖・脂質の検査)、診察

▶健診費用 500 円

▶問合せ 保健センター ☎ 88-5533

Q 子どもからお年寄りまでの笑顔
+ 住みよいまち
= 何でしょう??
A. ひとにやさしいまち「おうら」です。

まちのサポート制度をご紹介します!

子どもたちを経済的に援助する制度
病気の人や高齢者の人たちの生活や介護を助ける制度
町民の皆さんの健康維持などを推進する制度など
邑楽町のサポート制度をご紹介します

ひとり暮らしの高齢者などが対象

じん臓機能障害などで通院している人が対象